

2019年8月

日本リハビリテーション医学会
会員 各位

公益社団法人
日本リハビリテーション医学会
専門医制度委員会

新専門医制度のお知らせ（23）
～回復期リハビリテーション病棟での研修について～

リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準は「専門研修施設群の構成要件」の中で、「専門研修プログラムの全体において、研修期間の中に病棟主治医の期間を原則12ヶ月以上（6ヶ月以上必須）含める必要があり、この中に回復期リハビリテーション病棟を6ヶ月以上含めることを必須とする。」と定めています。これについて、以下の文章を追記しましたのでお知らせいたします。

【追記した文章】

・但し回復期リハビリテーション病棟での研修が困難な場合、地域包括ケア病棟等で主治医としてリハビリテーション診療を行うことで、回復期リハビリテーション病棟での研修に置き換えることができる。この「地域包括ケア病棟等」での研修を認めるか否かは、あらかじめ日本リハビリテーション医学会で審査、承認を受ける必要がある。

なお原則はあくまでも「回復期リハビリテーション病棟を6ヶ月以上含める」ものであり、専攻医自身あるいは研修プログラムに何らかのやむを得ない事情があり、さらに「地域包括ケア病棟等」での研修により回復期リハビリテーション病棟での研修と同様以上の成果が見込まれる場合に限られます。もちろん「地域包括ケア病棟等」は、当該研修プログラムの施設群（連携施設など）に含まれている必要があります。あらかじめ日本リハビリテーション医学会専門医制度委員会宛てに、詳細な事情を文書で申し出て、審査を受けて下さい。また日本専門医機構への確認など審査に時間がかかる可能性もありますので、申し出には十分な時間的余裕を持つようお願い申し上げます。

不明な点がある場合は、メールまたはFAXにて下記までお問い合わせください。回答にお時間を頂く場合がありますので、ご了承ください。なお電話でのご質問には基本的にお答え致しません。

問合せ先：公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 専門医制度委員会

E-mail（新専門医制度専用）：sinseido@jarm.or.jp、 FAX：03-5280-9701

【別紙】研修カリキュラム等修正点一覧

【修正した書類】

リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準

リハビリテーション科専門研修カリキュラム

専攻医研修マニュアル

指導者マニュアル

専攻医研修実績記録

【修正のない書類】

指導医による指導とフィードバックの記録

指導者研修計画（FD）実施記録（2つに分かれていたファイルを1つにまとめました）

【全体に修正した点】

- 1) 「リハ」、「リハビリ」という略語を用いず「リハビリテーション」を用いることとした。
- 2) 「リハビリテーション」という単独の言葉を避け、その表す内容に応じて、「リハビリテーション医学」、「リハビリテーション医療」、「リハビリテーション診療」等の言葉に置き換えた。
- 3) 「リハビリテーション診療」は「リハビリテーション診断」と「リハビリテーション治療」から構成されること、「リハビリテーション診断」の中に、様々な評価を含むこと、を明確にした。
- 4) 「廃用症候群」を全て「不動による合併症（廃用症候群）」に置き換えた。

【その他の修正点】

- 1) 「リハビリテーション科専門研修プログラム整備基準」の項目15に「専門研修期間内に研修カリキュラムに記載されている疾患、病態を全て経験することは出来ない場合、病態別実践リハビリテーション研修会 DVD の視聴と付属の達成テスト等を行うことで、不足している経験を補い、またより深い学習を行う。」とあったが、同 DVD の内容が古くなりつつあること、同様の目的で e-learning を現在準備していることから、「病態別実践リハビリテーション研修会 DVD の視聴と付属の達成テスト等を行うことで」を「e-learning 等を履修することで」に修正した。
- 2) 同様の理由で、「リハビリテーション科専門研修カリキュラム」、「専攻医研修実績記録」において、「病態別実践リハビリテーション DVD 視聴」の項目を削除した。
- 3) 「リハビリテーション科専門研修カリキュラム」と「専攻医研修実績記録」の「V. 倫理・社会など」のシートに、感染管理の記載を追加し、記録を残せるようにした。
- 4) 「専攻医研修マニュアル」の4ページの「3. 申請手続き」の7)を修正し8)を追記した。

修正前：

- 7) 症例リスト（経験症例100例の一覧表）

修正後：

- 7) 専攻医研修実績記録

「分野別症例リスト」ほか必要なすべての項目に記入したもの

- 8) 指導医による指導とフィードバックの記録